

卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第五号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二条の二　〔略〕

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第一号、第二十一条第一号から第三号まで又は前条第一号若しくは第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

第二十八条の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二条の二　〔略〕

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第一号、第二十一条第一号若しくは第二号又は前条第一号若しくは第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

改 正 後	改 正 前
（基本指針）	（基本指針）
第三条　【略】	第三条　【略】
2　基本指針に定める事項は、次のとおりとする。	2　基本指針に定める事項は、次のとおりとする。
一～三　【略】	一～三　【略】
四　研修等による看護師等の資質の向上に関する事項	四　看護師等の資質の向上に関する事項
五・六　【略】	五・六　【略】
3～5　【略】	3～5　【略】
（国及び地方公共団体の責務）	（国及び地方公共団体の責務）
第四条　国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	第四条　国は、看護師等の養成、資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
2～4　【略】	2～4　【略】
（病院等の開設者等の責務）	（病院等の開設者等の責務）
第五条　病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにする	第五条　病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

ために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならぬ。

2 [略]

(看護師等の責務)

第六条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に發揮するよう努めなければならない。

2 [略]

(看護師等の責務)

第六条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に發揮するよう努めなければならない。

改 正 後

改 正 前

（准看護師に関する特例）

第一百二条 [略]

2・3

[略]

4

第二項の規定により免許を受けた准看護師に対する保健師助産師看護師法第二十一条の規定の適用については、同条第四号中「准看護師」とあるのは、「准看護師（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。）」とする。

5・6

[略]

（准看護師に関する特例）

第一百二条 [略]

2・3

[略]

4

第二項の規定により免許を受けた准看護師に対する保健師助産師看護師法第二十一条の規定の適用については、同条第三号中「准看護師」とあるのは、「准看護師（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。）」とする。

5・6

[略]